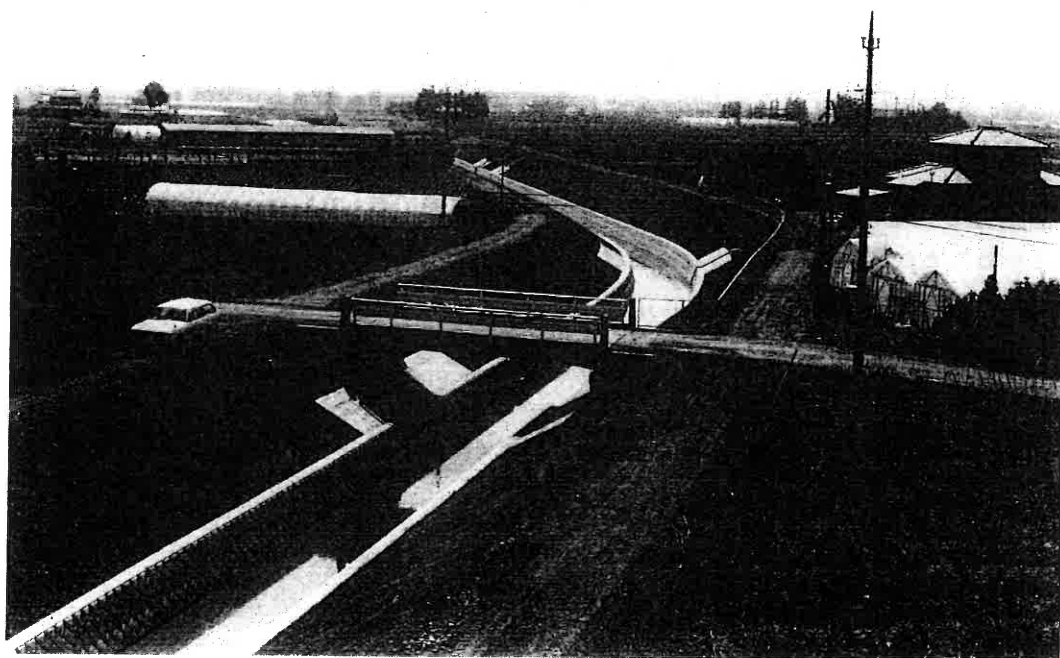


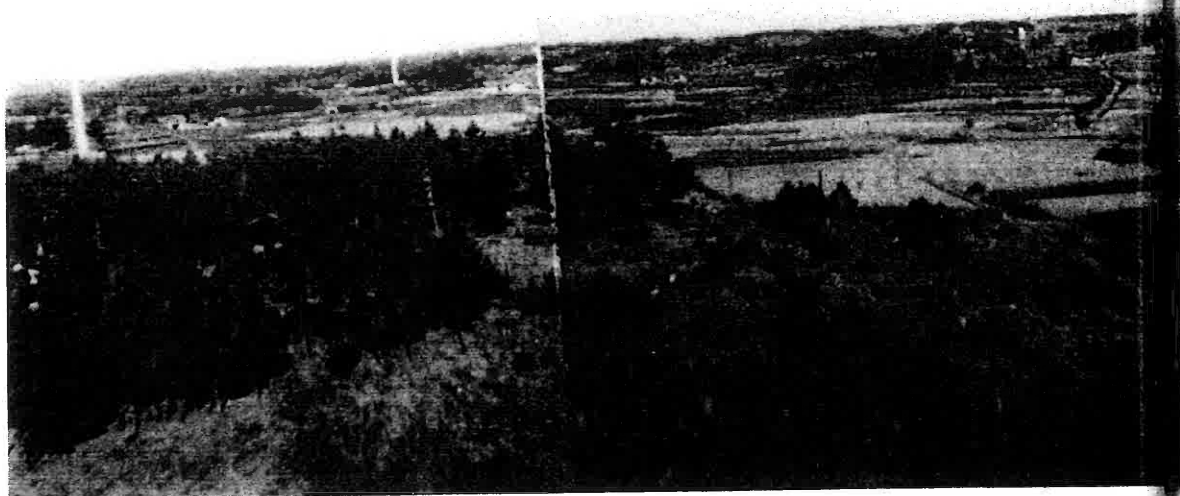
檳榔開拓地全景（南東から北西方向を望む 昭和57年撮影）



第2章 農業及び集落の基盤整備



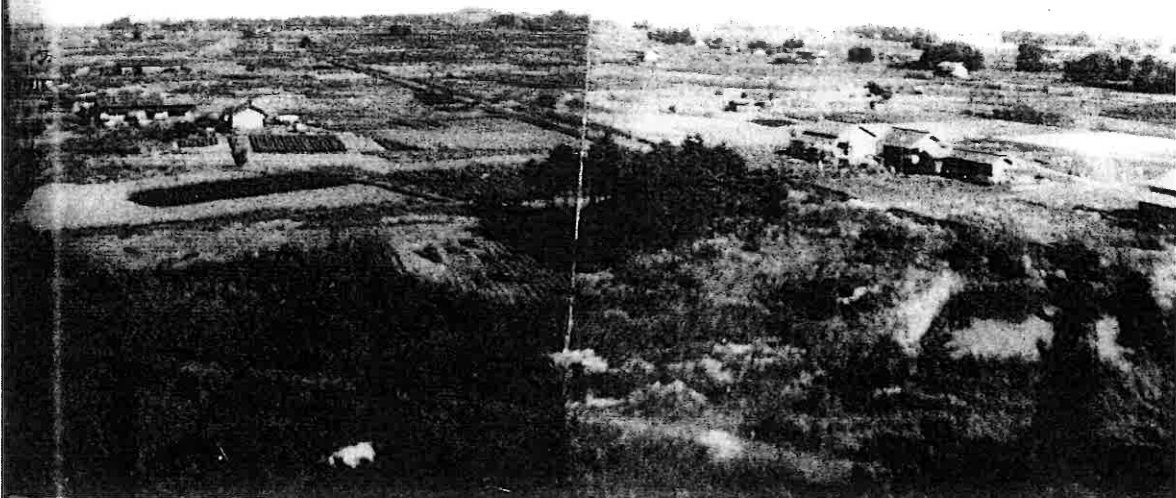
櫛挽排水路



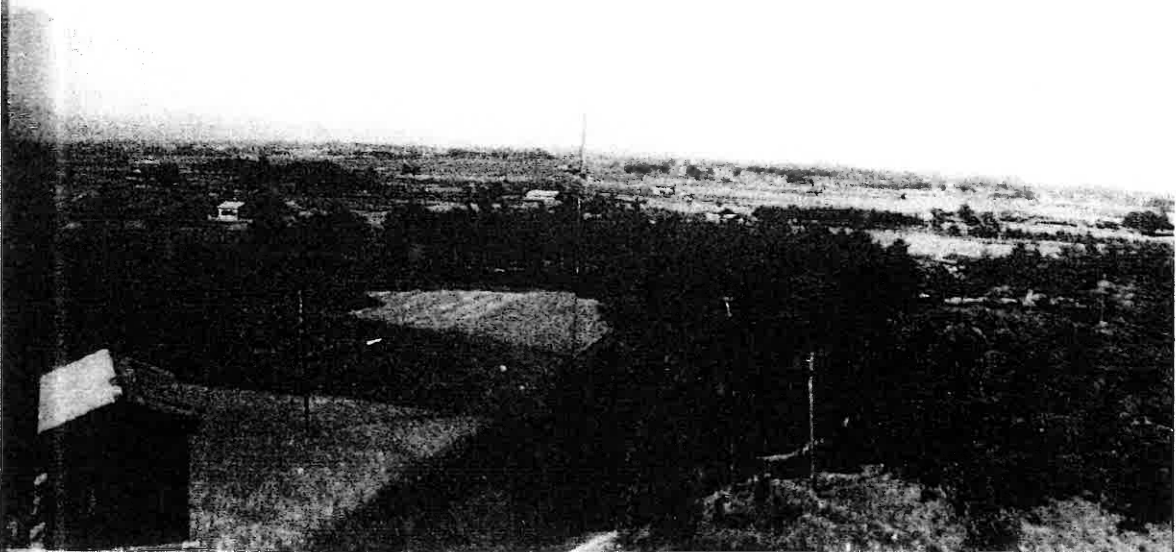
今日私どもが、この地櫛挽に生活の根拠を置き、平穏な毎日が送れるこの穏やかな環境。しかし、ここまでには幾多の変遷、繰返された歴史があった筈である。若干の資料ではあるが、櫛挽ヶ原の有為転変、そして開墾の鍬が振り下ろされるに至った背景の歴史を先ず記述する。

入植当時は藤沢村・用土村・花園村・岡部村・本郷村・榛沢村の6カ村にまたがる約500haの平地林に疎開していた、旧陸軍東京第二造兵廠櫛挽製造所跡である。

北武蔵の一角、秩父連峰を背に負うこの櫛挽ヶ原は、その昔人皇世代の頃、櫛挽姫



入植当時の櫛挽ヶ原（昭21）



入植当時の櫛挽ヶ原（昭21）

がこの地に入寂したゆかりの地であるといわれているが、太古の昔、古代人はこの地で如何に生活していたのであろうか。

櫛挽開拓の当初、地区内広範囲に発見されている、石器時代の“矢じり”は何を訴えているのだろうか。

想像の域は出ないが、沼沢の多い鬱蒼た

る森林に、小動物を追ひ回し、狩猟の生活を送っていたのであろう。

時代は変り、西暦1600年代までは、付近12カ村共同の「入会地」として広大な^{まぐさば}秣場であった。

秣場は、田の肥料や飼料にするための重要な草刈り場であり、大事に管理されてき

たが、年の経過と生活の変化により秣場を開発し耕地を増やそうとする開発派と、開発を阻止しようとする保守派との衝突が、連続し何回となく繰り返されたのが、この櫛挽原であった。

延宝2年（1674）の訴訟に対して評定所は、「双方12か村が入会って仲良く馬草を取るように、今後入会の村々は、櫛挽原秣場内において新ひらき・新林を一切禁止する」と裁許を下し、双方に覚え書きを下付している。

その後ひそかな新開発に対し評定所に提訴した事件では、3反強の新開発畑が発見され、秣場荒らし不届きということで百日間の牢屋入りとなり、新ひらき地は没収され、「向後いよいよ新ひらき・新林を双方共いたすべからず」として、再度覚え書きを両者に交付していた程であった。

元禄15年（1702）の新田開発願いの訴訟には、「私たち14か村が田畑の諸作をしていくのに、この櫛挽原の秣がなくては農業がやって行けない。馬のための草も入手できなくなり惣百姓が難儀をするので、是非今まで通りの秣場のままに差し置いて欲しい」と願出ていた。

その後八代将軍徳川吉宗、幕府の破滅的財政難克服のため、新田開発を政策の柱として、180度の大幅な転換を図り、享保11年（1726）には、幕府の力によって櫛挽原の入会秣場も解体され、新田開発への道を歩むことになったのである。

入会秣場が解体し、各村々の領主ごと、次いで各農民ごとに割り地された林野は、農民の手に渡ると盛んに開墾され畑地化されていった。

かくして、櫛挽原も開発され畑地化されたが、窪地状台地であって基盤となる排水路なく、毎年雨季には櫛挽原一帯に停滞した野水は更に現寄居町地内鐘撞堂山に源を発する水を集め、一面の湖水化による湛水被害をもたらすと共に、溢流水は奔流となって現深谷市一帯をも泥海の中に没してしまふ災害の繰返しであったため、遂には又往時の秣場的林地にもどったのであろう。

これらの歴史を省みるまでもなく、終戦後櫛挽ヶ原開拓の基盤となる、開墾建設事業の第一歩が放水路の開さくであった。

本来、櫛挽台地一帯は利根川流域であるが、唐沢川・菱川・福川及び小山川の流下能力不足のため、櫛挽台地からの溢流水が氾濫し、沿岸市町村の被害は多大であり、逃れられない宿命でもあった。

昭和22年、念願の櫛挽ヶ原地区外幹線排水路、通称荒川放水路が県営事業として着工されたが、この計画は荒川を放流河川とするもので、当初猛烈な反対にあいながらも、安部深谷町長他期成同盟会関係者の不屈の努力と信念が実を結んだのであった。

昭和30年5月18日付の毎日新聞は、「ムシロ旗押し立てた思い出」なる見出しで当時の経緯を次のように報じている。

「この放水路は深谷市を初め大里郡妻沼ブ

ロッカー帯が、上流から流出する野水の為各小河川が毎年溢れ、田畑は水浸しとなり永年関係農民が悩みあぐんで来たもので、野水を荒川に放流する計画を西村知事の当時、国と県が立てたもの。

全然堀のない耕地に堀を掘るというもので、上流の藤沢、武川、花園方面の農民は「耕地を潰されては死活問題」と、ムシロ旗押立て、スキ、クワを持って計画決定会議が開かれている藤沢村役場に押掛け、血の雨を降らそうとした事さえあった。

また荒川に放水されては破堤の恐れありとて、対岸の江南地区農民も強く反対したものであった」。

* この記事からも、先人の苦勞如何ばかりか、その苦勞が偲ばれ頭の下がる次第である。

荒川放水路（その後「櫛引放水路」と改称）の事業認可は昭和21年度の認可と同時に、即ち昭和22年4月には着工し、凡そ3カ年で完成している。

昭和23年1月開拓建設事務所が櫛挽地区に設置されて以来、本地区の基盤整備事業は急速に実施され、開墾の進捗、道水路の整備と相俟って、ここに今日の整然とした区画割り、平行に走る防風林と防風林を背にした住宅、畜舎等、散居型新農村出現の基礎が敷かれたものである。

その概要は次のとおりである。

1 代行開墾建設事業

代行とは、本来国営事業であるが、全権を県に委任して実施する制度である。

櫛挽地区は、県下40カ所を超える開拓地の中では最大規模であり、唯一県直営建設事業が実施された地区であった。

計画の速やかな具体化を図るため、昭和23年1月、県では櫛挽ヶ原「開拓事務所」を設置し、積極的に事業を進めた。

◎ 代行開墾建設事業

基幹工事……………昭和21～30年度

地区外排水路	4,204.0m
地区内排水路	15,721.0m
地区外幹線道路	5,906.5m
地区内幹線道路	13,711.5m

◎ 開墾建設付帯事業

地区内道水路工事……………昭和27～36年度

地区内支線道路	6,800.0m
---------	----------

* 地区外排水路とは通称「荒川放水路」で、昭和22年2月着工し、30年5月完工式が大谷の宝積寺で挙行された。

* 地区内の道路、排水路、橋梁、暗渠等については、開拓農協として請負い、入植者の持つ技術と労力を結集して完成させたもので、同時に貴重な現金収入ともなり、開拓を成功させた重要なポイントの一つでもあった。

2 開拓地改良事業等

着々と基盤整備の進む中、昭和32年の早魃で大部分の井戸が枯渇したため、飲料水及び家畜用水として専用水道施設、更に荒川中部農業水利事業の受益地として、畑作安定のための灌漑施設も同時に施工された。

事業の概要は次のとおりである。

◎ 開拓地改良事業………昭38～40年度

水道施設 251戸264m³/日

家畜用 159m³/日

灌漑施設 315ha

◎ 開拓地整備事業………昭55～56年度

水道増設 配水池560m³

導水管798m

◎ 農協単独事業………昭58年度

水道増設 水源井戸1本

付帯設備1式

昭和38年の専用水道の供用開始以来25年を経過して、防風林樹根による配水管の損傷及び老朽による漏水顕著になり、有収水量比50%を割る事態を迎え、配水管の全面的布設替えを検討せざるをえない事になった。

事業の概要は次のとおりである。

◎ 開拓地改良事業

3 開拓農業にかける期待

昭和22年8月、農林省開拓局が示した開拓地農村建設方針において、開拓事業発足当初は、まず基盤の建設と食糧の増産が第一義であったが、土地利用の増大を図って人口の収容力を増大させ、開拓農村及びその農業は既存農村の指標とならんと抱負を示している。

さらに、昭和23年の開拓地営農促進対策要綱では次のとおり指導方針を明らかにしている。

- ① 既存農村の宿命的生産様式より脱却し、土地及び労働の生産性より検討して新しい経営形態の確立を期す。
- ② 新しい開拓農業の創設を、有畜及び機械化により労働生産性向上と、土地の高度利用に求め、更に経営高度化の母体として農村工業の導入と共同施設の整備拡充を図る。
- ③ 開拓農民生産の増進を期すため、土壌の改良を図り、併せて高度の農業技術の導入を図る。
- ④ 各地域夫々特色ある経営形態を期待し、多角経営方式を進める。

基本政策は以上のとおりであるが、営農技術を如何にして末端まで浸透させるか、その方策の第一が試験研究機関の活用であり、農業試験場・畜産試験場・開拓研究所等の農業技術機関の総動員を示している。

(1)「農林省開拓研究所関東支所」の開設

開拓研究所は、農林省傘下で本所を東京の目黒に置き、東北、関東、中国及び八ヶ岳に支所を配した研究所で、昭和22年5月櫛挽地区に関東支所を開設した。

本研究所は、従来の日本農業の戸別完結型の既成観念から脱却し、新しい形の農業を模索するため、中国の北京大学、満鉄、華北交通及び台湾の台北大学、朝鮮農業試験場等、各農業研究者、教授の引揚者頭脳の活用を目的として設置された機関であった。

研究所には開発部と営農部があり、開発部は後の農業土木試験場の前身であり、営農部は従来農業技術だけの試験研究であった農業試験場に、新たな経営部を創設する端緒となった重要な役割を果たし、五十数人の研究者が、独身寮と既存建物を改造した官舎で櫛挽の柵内に自活していた。

その後、昭和25年農林省の組織統合で農業試験場と開拓研究所が合体し、那須の1,000haに及ぶ旧軍馬補充部跡に移転し、現在は筑波にある。

そして開拓研究所本館が、旧の開拓農協事務所になったようだ。

僅か3カ年程の開拓研究所であったが、櫛挽の地が、戦後わが国の農業土木技術研究の発祥地となったのである。

(2) 埼玉県農事試験場櫛挽試験地

「田畑輪換」及び「開田試験」実施

昭和38年、荒川中部農業水利事業の一環として、櫛挽開拓地に2haの田畑輪換試験地を設置し、開拓農協養蚕建物を移築して現地事務所とし、貯水槽及び揚水機場を建設した。

更に、小池忠治、佐々木綱吉両氏の協力を得て試験の基準圃を設置したほか、新井芳治、小島留作氏の2カ所に経営対照区を設定し、種々の実験を行った。

基準圃では、開田した結果の状態を調査し、輪作体系の組合せ試験が昭和38年から45年にかけて行われた。

その他開田試験地では、畑地を水田に転換する場合の手法を実験し、特に漏水防止の面では大きな成果を上げ、その成果は静岡県三方原台地の実験データとともに、以後全国的な開田工事の基本となった。

当時の思い出に残る人に、その後農林省農業土木試験場の場長を歴任された、開拓研究所の“金子氏”“佐々木氏”であるが、ご両人ともわが国の農業土木の草分けであり、権威者であった。

また、開拓研究所の移転にともない、県農事試験場に移り、引続いて田畑輪換及び開田試験を担当され、その後農事試験場の

場長を務められた“伊佐山悦次氏”も、われわれ榊挽には忘れられない人である。

4 土地改良事業

(1) 荒川放水路（榊挽排水路）

本地域の排水は、従来花園町西部に位置する鐘撞堂山を源とし、①本郷排水路～藤治川、②針ヶ谷排水路～小山川、③上唐沢排水路～福川等を経て、利根川水系にて自然流出していた。

また当地域は陸軍東京第二造兵廠榊挽製造所跡地として、数百に及ぶ建造物が点在していたが、大方は平地林（原野）で通称「榊挽台地」と呼ばれ、下流に位置する（現在の岡部町、深谷市、妻沼町、熊谷市）2,000haの保留地としての役割を果たす大切な洪積台地であった。

特に洪水時には野水が氾濫し、岡部地区では畑の真ん中でドジョウや鯉が手掴みでとれ、深谷の街では一夜にして床下浸水で下駄屋の下駄が流されたという。河川沿線の農作物も水底に没する被害を生じるなど、今では想像もつかない水害が毎年発生していた。

さらに上流400haに及ぶ開拓事業が実施されることは、水害はもとより下流地域の将来の開発にも大きな障害になるとの観点から、下流関係者はもとより、各関係行政

より反対意見が続出した。

しかしながら、開拓地区内の悪水を排除することが、開拓事業の責務であり必須条件であった。

そこで、国は開墾代行事業として、旧藤沢村大字榊合字天沼を起点とし、花園村から武川村大字田中地区を経て荒川に至る放水路「榊挽地区外幹線排水路」を新たに設ける計画を立案、これが「荒川放水路」の誕生である。

これは、利根水系を荒川水系に流域を変更する、画期的事業で、現代なら「メディアの的になり」到底実現出来ない事業であったと思う。

しかし、本事業計画地域においても毎年洪水や旱魃に悩まされ、天水や湧水利用に頼る営農のため、収穫皆無の年もあり苦労を強いられていたので、本施設の目的は榊挽地区内の悪水排除であるが、実質効果は深谷市他1市1町4村の3,174haに及ぶ受益地区が洪水から開放されると共に、かんがい施設の確保による営農の安定化が図られ、さらに間接的効果として地域内宅地及び道路等の公共施設、地域開発には相当な効果をもたらす重要な施設となった。

* 荒川放水路の事業概要

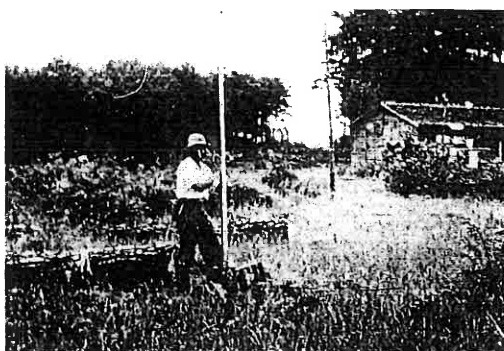
事業年度	昭和22年度～昭和28年度
事業主体	農林省
事業名	榊挽ヶ原開拓代行事業
工事名	榊挽地区外幹線排水路

	完成時には「櫛挽放水路」
事業量	総延長 3,595m
	敷幅 24m×12m
	内 玉石積開渠 1,188m
	土水路 2,407m
総事業費	5,238,000円
付帯施設	橋梁工 21カ所
	井堰 3 ヶ 田中、境、人見に各1
	揚水機場 2 ヶ 大谷2カ所
	落差工 4 ヶ
	排水樋管15 ヶ

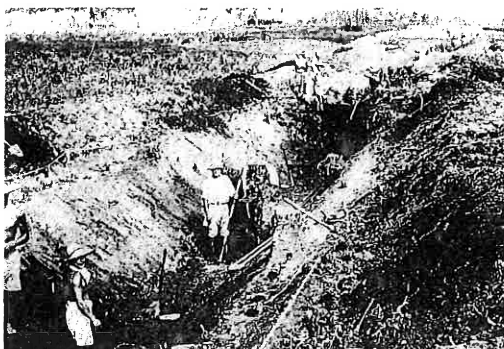
* 維持管理について

荒川放水路は昭和28年度に完成されたのち、当時の関係市町村において施設保全のために「深谷市外1市1町4ヶ村荒川放水路維持管理協議会代表者安部彦平」の設立（昭和31年12月25日規約第3号）に基づき、維持管理協議会が昭和48年度まで管理してきたが、時代の流れとともに協議会が発足された当時とは地域の状況も異なり、現在では周辺一帯の農業用排水路の維持管理を含めて、土地改良事業を推進している荒川中部土地改良区の幹線的役割を果たしていること、また農林省農政局長の通達に基づき、施設の適正かつ合理的な管理を図るため、管理の一元化を目指し改良区への譲渡が適正との判断から、昭和49年1月22日荒川中部土地改良区へ管理移管された。

この間洪水に悩まされた下流地域はもとより、上流地域の開発も進み、排水路も三



荒川放水路工事（昭24）



荒川放水路工事（昭24）



荒川放水路工事（昭24）

面護岸されるなどの排水改善が実施された。

その結果、逆に当開拓地域は土水路で土砂が堆積し、排水能力の著しい低下による水害が年々増加し、台風時には想像もつかない陸の孤島になる状況で、昔の悪水の再来となった。



櫛挽排水路（着工前・深谷市境地区）



櫛挽排水路（完成後・深谷市境地区）

そこで荒川中部の土地改良区は、県営かんがい排水事業の導入を図り、荒川放水路を櫛挽排水路と施設名を変更し、全面的改修工事に着手した。

その概要は次のとおりである。

* 櫛挽排水路改修工事の概要

① 事業の目的

櫛挽地区を起点とし、上下流3,174haに及ぶ広大な地域を水害から守る、大きな役割を果たしてきたのが櫛挽排水路であり、これまでも、幾多の改修整備を施してきたが、荒川総合開発の一環として櫛挽台地に水の導入が図られるとともに、基盤整備事業等で地域内の開発も進展し、流域地域は

一部縮小したものの貯蓄能力が極めて減少し、洪水時には流出量が急激に増加され通水断面の不足も生じ、各所で水害が多発する状況となった。

このため、総延長4,671mの内4,038mの改修を実施し、農地保全と農業経営の安定を期するものである。

② 計画の諸元

(1) 流域面積944ha、総排水量25.45km/s

(2) 堰、落差工の改廃

③ 主要工事計画

(1) 護岸工事 間知ブロック積3,749m

鉄筋コンクリート 289m

計 4,038m

(2) 付帯工事 橋梁工、その他1式

④ 事業期間

昭和55年度～昭和61年度

⑤ 総事業費

542,329,000円（建設当時の約百倍）

* 財源内訳

国補助金 271,164,500円

県補助金 148,388,800円

地元負担金 122,775,700円

（地元負担金は全額関係市町村負担）

深谷市 61,387,850円

花園町 18,416,354円

川本町 18,416,354円

岡部町 12,227,570円

寄居町 12,227,570円

以上の改修工事により、排水路本来の機能を果たすとともに、下流地域の工業団地